

## 千葉市職員措置請求（１９千監(住)第１号）に係る監査の結果について

- 1 請求人 千葉市中央区中央３－１５－６ 渚法律事務所内  
市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉  
同 村越 啓雄

- 2 請求日 平成１９年６月１８日

### 3 請求内容

次の費用の合計額４,３７２,９２０円を千葉市へ返還するよう千葉市長へ勧告することを求める。

- (１) 訪問団のうち、市長夫人、議長、課長、職員の旅行費用
- (２) 市長及び公室長のベルン市、チューリッヒ市への旅行費用
- (３) 成田空港での結団式の費用
- (４) 答礼レセプションの費用

### 4 対象事項

市が平成１８年度に公式訪問団をモントルー市に派遣するにあたり支出した旅費及び委託料が、違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。

### 5 監査結果

#### (１) 結論

市がモントルー市に派遣した公式訪問団６名の派遣は必要であり、これに要した費用も妥当な範囲のものであると認められることから、当該訪問に係る費用の支出は適正なものであり、違法又は不当な支出とは認められない。

したがって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

#### (２) 意見

姉妹都市交流事業の目的は、国際親善を推進し、世界平和に寄与しようとするものであり、姉妹都市公式訪問の成果は、行政と市民とがこれを共有できる環境を整えることが重要であり、市はそのために努力することが求められている。

こうした観点から、市長を始め議長、市長の妻、さらには市民親善訪問団の代表などが姉妹・友好都市訪問の成果を発表し、市における国際交流の推進について意見交換を実施するなど姉妹・友好都市交流事業の推進に努められることを要望する。

#### (３) 理由（要旨）

##### ア モントルー市公式訪問の必要性について

市は国際交流を推進することを基本的な施策とし、現在は７市との間で姉妹・友好都市提携を行っており、今回のモントルー市への公式訪問団の派遣は、姉妹・友好都市交流の推進を目的に行われたものである。

また、姉妹・友好都市交流の目的である平和や友好という課題は、長期に交流を積み重ねることにより、その成果が出るものとする。

##### イ 訪問団の人数の適否について

市長の妻の同行について、市は、欧米における親善の一般的な国際儀礼等を勘案のうえ決定したが、そのことは首肯でき、過去においてもモントルー市副市長やノースバンクーバー市長が夫妻で市を訪問しており、夫妻揃っての訪問は、モントルー市側

に好感を持って迎えられたと考える。

次に市議会議長の参加であるが、これまでの公式訪問団は、執行機関の代表者と議会の代表者とを中心に構成され、今回は議長が副団長であること、モントルー市長は市議会議員を兼ねていることを考慮すると、議長の参加は必要であったと考える。

公式訪問団における市長の妻及び議長の役割のうち市長の妻については、歓迎・答礼レセプションにおけるモントルー市長夫妻や幹部職員との意見交換、ミニサッカー場オープン記念式典における記念品の配付などであり、議長は、歓迎・答礼レセプションにおける挨拶やモントルー市側出席者との意見交換などにあたり、両市の親善を深めることができたと考える。

#### ウ ベルン市及びチューリッヒ市訪問の必要性について

ベルン市訪問の主な目的は日本大使館の訪問であるが、姉妹都市交流は国際交流で、外交関連の事柄であるから、両国大使館との連携協力は、重要と考える。

市は、過去において現地日本大使館等の協力を得ていること、今回も在日スイス大使館の協力を得ていることなどを勘案すると、日本大使館訪問は必要である。

次にチューリッヒ市訪問であるが、成田～チューリッヒ間の直行便の往復割引航空券の活用が可能となるので、今回の航空路となったが、チューリッヒからの出発時間等から1泊する必要がある、同市の訪問・視察が行われた。

なお、ベルン市を訪問せず、帰国すると、4泊6日の行程となり、費用の節減額は199,200円であり、上記の両市訪問の効果を勘案すると、問題ではないと考える。

#### エ 空港での結団式に係る費用について

結団式は、市長及び議長が、日程、役割等の最終確認を行う場であり、訪問団の公式行事として毎回行われ、この費用は請求人の額と異なる38,000円であり、問題とはならないと考える。

なお、支度金及び日当は、旅費条例によれば個人的な諸経費のために支出されるべきで、結団式に充てることは不適當である。

#### オ 答礼レセプションに係る費用について

これは、参加者67名がレストランの一部を使用し、70万円の費用により実施されたが、1人当りの飲食費1万円は、日本において開催する歓迎レセプションの額とほぼ同額であり、会場費15万円も使用人数が67名に及ぶことから、スイスの物価事情を考慮すれば、妥当な範囲内のものである。

#### カ 公式訪問団に係る予算措置及び執行について

公式訪問団に係る予算は、航空賃を変更するなど必要額を縮減のうえ、派遣の必要性やその経費について議論がなされた後、成立した。

予算の執行にあたり、旅費と委託料は、日数を1日短縮するとともに往復割引航空券を購入し更に節減を図り、予算額約1,077万円に対し執行額は約753万円であり、経費削減の努力の跡が見られる。